

民生委員・児童委員（主任児童委員含む）候補者地区推薦準備会
の結成並びに候補者選任要綱

1 地区推薦準備会の構成

(1) 委員	自治連合会地区代表	2名
	〃 社会福祉協議会地区代表	2名
	〃 婦人・児童活動代表	2名
	〃 公民館又は社会福祉関係団体代表	2名
	〃 老人クラブ代表	2名
	〃 その他（学識経験者など）	2名

計 12名

- (2) 地区推薦準備会は自治連合会地区会長が招集し、地区推薦準備会の会長は委員の互選としてください。
- (3) 自治連合会地区会長が現民生児童委員を兼務している場合は地区副会長が招集してください。
- (4) 上記(1)の委員構成は目安であり、地区の実情に応じて柔軟に構成してください。

2 候補者の選任についての基本的な考え方

- (1) 地域の方々が求めている適格な者を選任するよう努めてください。
- (2) 地区民生児童委員協議会会長の意見を聴取して参考としてください。
- (3) 選任にあたっての会議は非公開とし、議事に関与した者はその秘密を厳守してください。

3 候補者選任基準

(1) 民生委員法第6条ほか

- ①当該市町村の議会の議員の選挙権を持っている者であること。
- ②人格識見が高いこと。
- ③広く社会の実情に通じていること。
- ④社会福祉の増進に熱意があること。
- ⑤児童福祉法に規定する児童委員としても適格者であること。
- ⑥職務上知り得た秘密を守ることができること。

(2) 年齢について

新任、再任ともに75歳未満の者（主任児童委員については70歳未満の者）を選任するよう努めてください。

補足：民生委員 75 歳未満、主任児童委員 70 歳未満の者とありますが、民生委員のなり手不足解消のため、心身共に健康であれば年齢基準以上の新任・再任は可能です。

(3) 議員の兼職について

現職の議会議員を民生委員・児童委員として選任することについては、事実上議員としての活動と民生委員・児童委員としての活動を区別し得ない場合が生じやすいため、適当ではありません。

付 記

- (1) 地区推薦準備会での選任は、民生委員推薦会の資料として行うものであり、決定ではありませんのでよろしくお願いいたします。
- (2) 候補者選任の際には、鳥取県暴力団排除条例及び鳥取市暴力団排除条例（参考資料参照）にもご留意いただくようよろしくお願いいたします。